

＜国際会議発表渡航助成＞についての規定

財団法人 風戸研究奨励会
制定 2011年1月8日

（目的）

第1条 この規定は、＜国際会議発表渡航助成＞に採択した研究者の海外渡航に関する用途等について定める。

（基本義務）

第2条 渡航者は当会の信用、名誉を重んずるとともに、相手国の政治、経済、文化等についての深い見識と、国際人としてふさわしい品位と礼儀をもって円滑な人間関係、友好関係を保持すること。

（旅費の区分）

第3条 渡航者の旅費は、交通費、滞在費および付帯費とする。

（交通費）

第4条 交通費は、自宅を出発し自宅に帰着するまでに、対象の国際会議のために要した航空賃（エコノミー）・船賃・鉄道賃・車賃の実費を支給する。

（滞在費）

第5条 滞在費は当会の基準に従って支給する。

（付帯費）

第6条 付帯費として、渡航者の出入国税、査証料、国際会議参加費、バンケット参加費、前後泊の宿泊費等を支給する。ただし、相当の証ひょうを提出すること。

（支払）

第7条 渡航前に旅費の実費相当額を支給する。

（報告）

第8条 渡航者は、本邦帰着後1カ月以内に所定の報告書に必要な書類を添え、風戸研究奨励会事務局に提出すること。

以上